

法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）及び博士後期課程教育目標、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針

平成 22 年 3 月 25 日決定
平成 23 年 10 月 20 日一部改正
平成 25 年 11 月 21 日一部改正
平成 28 年 3 月 10 日一部改正

第一 修士課程（研究者養成コース）

〔教育目標〕

修士課程（研究者養成コース）は、法学政治学の分野について、広い視野に立った学識を修めるとともに、みずから課題を定めて研究を行い、その研究成果を論文にまとめる能力を培うことを主な目的とする。

〔教育課程編成・実施の方針〕

1. 学士課程における学修の成果を発展させて、幅広く深い学識を涵養するとともに、本学の多様かつ高度な学術的研究を背景とした基盤的、先端的な専門知識を修得させ、専攻分野における卓越した研究能力と、高度の専門性を必要とする職業を担う能力を育てることができるよう、教育課程を編成し実施する。
2. 教育課程の実施にあたり、研究の深化を図るとともに、強い責任感と高い倫理性とをもってその研究を見つめ、それが人や自然との調和ある共存という目的にかなっているかどうかを絶えず批判的に吟味する力を育てるよう留意する。

〔学位授与の方針〕

1. 所定の年限在学し、研究指導を受け、本研究科が教育と研究の理念及び目的に沿って設定した科目を履修して、所定の単位を修得し、かつ、修士論文を提出して、所定の試験に合格することが、課程修了の要件である。
2. 修士課程（研究者養成コース）の修了は、学位論文が当該分野における学術的意義、新規性、創造性及び論理的整合性等を有しているかどうか、並びに学位申請者が幅広く深い学識を備え、専攻分野における研究能力及び知識、高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力及び知識を身につけているかどうかをもとに認定する。
3. 研究を進展させる際に、高い倫理性と強固な責任感をもって、自らの研究が人や自然との調和ある共存にかなっているものであるかを検証できていたかどうか、課程修了の際に考慮されるべき重要な点である。

第二 博士後期課程

〔教育目標〕

博士後期課程は、法学政治学の分野について、みずからの研究計画に基づいて博士論文を完成させるとともに、原理的問題と現代社会への関心を兼ね備えた国際的発信力ある人材となるための高度の研究能力を涵養することを主な目的とする。

[教育課程編成・実施の方針]

1. 本学の多様かつ高度な学術的研究を背景とした基盤的、先端的な専門知識を修得させ、国際的に活躍できる自立した研究者を養成するとともに、各専門分野において職業的に必要とされる高度に専門的な知識と技術、並びにそれらを統合する能力を備えた、指導的な高度専門職業人を養成するよう、教育課程を編成し実施する。
2. 教育課程の実施にあたり、つぎに掲げることに留意する。
 - (1) 自己の研究を各専門分野において的確に位置づけ、その成果と意義を真に国際的な水準で議論し、研究面での協力体制を構築できる能力を育てる。
 - (2) 学生が、深い学識と卓越した研究能力を基礎として、幅広い視野から自己の研究を位置づけ、「知の体系」を構築できるよう、関連分野に関する幅広い学習が可能となる教育課程を整備し、既成の専門分野にとらわれず、常に進取の精神をもって未踏の分野に挑戦する「知の創造」を目指す素地を形成する。
 - (3) 研究の深化を図るとともに、強い責任感と高い倫理性をもってその研究を見つめ、それが人や自然との調和ある共存という目的にかなっているかどうかを絶えず批判的に吟味する力を育てる。

[学位授与の方針]

1. 所定の年限在学し、研究指導を受け、本研究科が教育と研究の理念及び目的に沿って設定した科目を履修して、所定の単位を修得し、かつ、博士論文を提出して、所定の試験に合格することが、課程修了の要件である。
2. 博士後期課程の修了は、学位論文が当該分野における高度の学術的意義、新規性、創造性及び論理的整合性等を有しているかどうか、並びに学位申請者が研究者として自立して研究活動を行い、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍するに足る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を身につけているかどうかをもとに認定する。
3. 研究を進展させる際に、高い倫理性と強固な責任感をもって、自らの研究が人や自然との調和ある共存にかなっているものであるかを検証できていたかどうか、課程修了の際に考慮されるべき重要な点である。
4. 上記2.及び3.の基準を満たすのみならず、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると判断される場合には、その旨を示して表彰する。

附 則

- 1 この方針は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第一は、この方針の施行の日以後に修士課程（研究者養成コース）に入学した者から適用し、同日前に修士課程に入学した者については、なお従前の例による。

法政理論専攻修士課程（先端法務コース）教育目標、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針

平成 28 年 3 月 10 日研究科教授会決定

〔教育目標〕

法政理論専攻修士課程（先端法務コース）は、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的とする。

〔教育課程編成・実施の方針〕

1. 自由闊達な教育・研究環境の下で、深く幅広い学識を涵養するとともに、本学の多様かつ高度な学術的研究を背景とした基盤的、先端的な専門知識を修得させ、企業法務を中心とした高度に専門的な職業を担う能力を育てることができるよう、教育課程を編成し実施する。
2. 企業法務を中心とする先端的かつ複雑な法的問題に的確に対応しうる高度な調査能力と分析・判断能力を、体系的な教育課程を通して涵養する。
3. 先端的な問題の解明には、アカデミックな分析手法並びに裁判実務を中心とする法実務及び公共政策に関する理解が不可欠であることから、教育課程の編成・実施に当たっては、このような知見を十分に修得することが可能となるよう留意する。

〔学位授与の方針〕

1. 所定の年限在学し、研究指導を受け、本コースが教育・研究の理念及び目的に沿って設定した科目を履修して、所定の単位を修得し、かつ、修士論文を提出して、所定の試験に合格することが、課程修了の要件である。
2. 修士課程の修了は、学位論文が当該分野における学術的意義、新規性、創造性及び論理的整合性等を有しているかどうか、並びに学位申請者が深く幅広い学識を備え、高度な調査能力と分析・判断能力及び高度に専門的な職業を担うための優れた知識・能力を身につ

けているかどうかをもとに認定する。

3. 本コースの教育・研究目的及び理念に則って、優れた教養と深い専門的知識を備え、強い責任感と高い倫理性を備えた専門家たり得るかということも、課程修了の認定の際に考慮されるべき重要な点である。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。